

【質問書回答】令和7年度仙北市インターナショナルスクール誘致促進委託

No	質問	回答
I	実施要項（5）提案限度額について、インターナショナルスクール関係者向けの誘致ツアーを行う際に発生しうる「関係者の国内外から仙北市への渡航費、交通費」や「東京、秋田などでの宿泊費」等については、以下のどれに該当するか。 ①対象経費として提案限度額の範囲内で必ず捻出する必要がある ②実費での参加（関係者自身による負担）をお願いする選択肢も可能	仕様書の5.業務内容の通り、通訳や市内アテンド等の誘致促進活動を業務内容としており、それに係る人件費や実経費等を委託費に想定している。 そのため、インターナショナルスクール等の関係者の仙北市への渡航費や市内の宿泊費を委託経費から捻出することを想定していないが、業務遂行上必要と考える場合は、捻出を妨げない。